

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 2
- 秋田市個人情報保護条例および秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（第40号）…………… 2
- 秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（第41号）…………… 2
- 秋田市職員給与と条例の一部を改正する条例（第42号）…………… 3
- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第43号）…………… 3
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第44号）…………… 4
- 秋田市印鑑条例の一部を改正する条例（第45号）…………… 5
- 秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例（第46号）…………… 5
- 秋田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（第47号）…………… 5
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第48号）…………… 5
- 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（第49号）…………… 6
- 秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第50号）…………… 8
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第51号）…………… 8
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第52号）…………… 9
- 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第53号）…………… 9

規 則

- あきた市民カードの交付等に関する規則および秋田市自動交付機の設置に関する規則を廃止する規則（第21号）…………… 9
- 秋田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（第22号）…………… 9

固 評 委 規 則

- 秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規則（第1号）…………… 10

訓 令

- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第5号）…………… 10

告 示

- 災害危険区域の指定について（第183号）…………… 10
- 指定居宅サービス事業者の廃止について（第184号）…………… 10

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第185号）…………… 10
- 秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第186号）…………… 11
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第187号）…………… 11
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第188号）…………… 11
- 令和 3 年 6 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第189号）…………… 11
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第190号）…………… 12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第191号）…………… 12
- 胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務の委託について（第192号）…………… 12
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第193号）…………… 12
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第194号）…………… 13
- 令和 2 年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第195号）…………… 13
- 令和 3 年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について（第196号）…………… 13
- 令和 3 年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第197号）…………… 13
- 令和 2 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第198号）…………… 13
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車の撤去および保管について（第199号）…………… 13
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第200号）…………… 14
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の休止について（第201号）…………… 14
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第202号）…………… 14
- 産業廃棄物処理施設設置許可の申請について（第203号）…………… 14
- 令和 3 年度14期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第204号）…………… 15

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号）…………… 15

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第38号）…………… 15

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第6号）……………15

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の指定について（第10号）……………15
○指定排水設備工事事業者の指定について（第11号）……………16

公 告

○市有地の売払いについて……………16
○農用地利用集積計画の策定について……………16
○令和3年7月18日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地
地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数につい
て……………17
○秋田市情報公開条例の令和2年度の運用状況について……………17
○秋田市個人情報保護条例の令和2年度の運用状況について……………17
○第7次秋田市総合都市計画の策定について……………18
○秋田市国土利用計画の変更について……………18
○財政報告書の公表について……………18

条 例

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年度における交付額の特例）

3 令和3年度における政務活動費の交付額に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「月額10万円を乗じて得た額を4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までおよび翌年の1月から3月までの四半期ごと」とあるのは、「4月から6月までおよび7月から9月までにあつては月額10万円を乗じて得た額を、10月から12月までおよび翌年の1月から3月までにあつては月額4万円を乗じて得た額をそれぞれその四半期」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市個人情報保護条例および秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市個人情報保護条例および秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（秋田市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の21の項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

別記様式1中「、且つ」を「、かつ、」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に、「氏名印」を「氏 名」に改める。

別記様式3中「及び」を「および」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に、「氏 名印」を「氏 名」に改める。

別記様式4中「、且つ」を「、かつ、」に、「及び」を「および」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に、「氏 名印」を「氏 名」に改める。

別記様式5中「、且つ」を「、かつ、」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に、「氏 名印」を「氏 名」に改める。

（秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「任命権者又は任命権者の定める上級者の面前において」を削り、「に署名しなければ」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

別記様式中「氏 名印」を「氏 名」に改める。

（秋田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 秋田市固定資産評価審査委員会条例（平成10年秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第9条第2項および第10条第2項中「署名押印しなければ」

を「署名しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

（秋田市市税条例の一部改正）

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第29条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「および第36条の8第3項」を加える。

第29条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第36条の7第1項第1号中「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項および第3項ならびに」に改める。

第36条の8に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」

と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。
 附則第6条第1項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条の2中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の8の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第18項を第16項とし、第19項を第17項とする。

附則第6条の10の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第14条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項および次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第28条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条の8の2中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

（秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち秋田市市税条例第33条の6第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち秋田市市税条例第33条の7第4項の改正規定中「第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち秋田市市税条例第35条の2第4項から第6項までを削る改正規定中「第35条の2第4項」を「第35条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条中秋田市市税条例附則第5条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第5条の3第1項中「および第4項」および「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の2の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中秋田市市税条例第17条および第29条の3の3第1項の改正規定ならびに附則第6条の改正規定ならびに次項の規定 令和6年1月1日

(3) 第2条の規定 規則で定める日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「請求」を「請求等」に改め、同条中「又は」を「もしくは」に改め、「請求」の次に「又は電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）による申請等（交付される証明書その他の書面の送付を求めるものに限る。）」を加える。

第5条第2項中「別表第3第60号」を「別表第1、別表第3第50号から第53号まで、第60号」に、「ならびに別表第4」を「、

別表第4ならびに別表第7」に改める。

別表第1第1号中「自動交付機（秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）第1条に規定する自動交付機をいう。以下同じ。）および」を削り、同表第11号、第12号および第17号中「自動交付機および」を削る。

別表第3第65号の5中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表第65号の7中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表第65号の9中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表第67号の3中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表第67号の4中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表第67号の5中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月11日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は同年8月1日から、別表第1の改正規定は同年9月18日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「、規則で定める自動交付機にあっては登録証を、」を削り、「」にあっては」を「」に」に改め、同条第3項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月18日から施行する。

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例

（秋田市平和公園条例の一部改正）

第1条 秋田市平和公園条例（昭和41年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の手数料については、必要に応じて後納させることができる。

（秋田市南西墓地条例の一部改正）

第2条 秋田市南西墓地条例（平成11年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の手数料については、必要に応じて後納させることができる。

（秋田市河辺墓地条例の一部改正）

第3条 秋田市河辺墓地条例（平成16年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の再交付手数料については、必要に応じて後納させることができる。

（秋田市北部墓地条例の一部改正）

第4条 秋田市北部墓地条例（平成23年秋田市条例第18号）の一

部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の再交付手数料については、必要に応じて後納させることができる。

附 則

この条例は、令和3年10月11日から施行する。

秋田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(1) 秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）附則第4項

(2) 秋田市臨時診療所条例（令和2年秋田市条例第36号）第1条

(3) 秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例（令和2年秋田市条例第37号）第1条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ）」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定および次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第210条」の次に「・第211条」を加える。

第209条第1項中「特例介護給付費」と、「」を「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、「」に改める。

第210条を第211条とし、第17章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第210条 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第94条、第94条の5、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。)、第14条(第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。)、第53条第1項、第103条第1項(第109条の4において準用する場合を含む。)、第197条の3第1項(第200条の2の10および第200条の12において準用する場合を含む。))および次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」の次に「・第62条」を加える。

第61条を第62条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第61条 指定障害者支援施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項、第15条および次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第91条を第92条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第22条 地域活動支援センターおよびその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センターおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第20条 福祉ホームおよびその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホームおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定め

る条例の一部改正)

第6条 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」の次に「・第47条」を加える。

第46条を第47条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第46条 障害者支援施設およびその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」の次に「・第42条」を加える。

第41条を第42条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第41条 児童福祉施設およびその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(令和元年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第105条」の次に「・第106条」を加える。

第5条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第6条第7項中「および第4項第1号」を「第4項第1号および次項」に改める。

第78条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第105条を第106条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第105条 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第13条第1項(第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。)、第17条(第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。)および次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合は当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(就業環境の整備)

第7条の2 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第7条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に行うためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第7条の3の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項(新条例第25条、第31条および第37条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例(平成12年秋田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号ア中「次号」の次に「および附則第19項第2号イ」を加える。

附則第19項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た

に報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ」に改め、同項第2号イ中「維持する者の」次に「合計所得金額のうち、」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定および次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第7条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「および第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

あきた市民カードの交付等に関する規則および秋田市自動交付機の設置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

あきた市民カードの交付等に関する規則および秋田市自動交付機の設置に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

(1) あきた市民カードの交付等に関する規則(平成15年秋田市規則第33号)

(2) 秋田市自動交付機の設置に関する規則(平成15年秋田市規則第34号)

附 則

この規則は、令和3年9月18日から施行する。

秋田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市印鑑条例施行規則(昭和51年秋田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条の表第1号中「印鑑登録(あきた市民カード交付)申請書」を「印鑑登録申請書」に改め、同表第2号中「印鑑(あきた市民カード)に関する代理人選任届」を「印鑑登録に関する代理人選任届」に改め、同表第3号中「印鑑登録証(あきた市民カード)に関する照会書」を「印鑑登録証に関する照会書」に改め、同表第6号中「あきた市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同表第7号中「印鑑登録証(あきた市民カード)亡失届」を「印鑑登録証亡失届」に改め、同表第8号中「印鑑登録(あきた市民カード)廃止届」を「印鑑登録廃止届」に改め、同表第9号中「印鑑登録抹消(あきた市民カード失効)通知書」を「印鑑登録抹消通知書」に改め、同表第14号中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市印鑑条例施行規則第2条第1項の規定により交付されている同項に規定するカードについては、同項の規定は、なおその効力を有する。

固 評 委 規 則

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

秋田市固定資産評価審査委員会
委員長 阿 部 千 鶴 子

秋田市固定資産評価審査委員会規則第1号

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規則
秋田市固定資産評価審査委員会規程（平成10年秋田市固定資産
評価審査委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「印章」を「公印」に改め、同条第2項中「署名押印しなければ」を「署名し、又は公印を押さなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、軽易な文書については、公印を省略することができる。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第3項の軽易な文書は、ファクシミリ、電子メール等により送達することができる。

様式第1号から様式第4号までの規定、様式第6号から様式第8号までの規定、様式第10号および様式第11号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第46号中

市民税課の出納員	1
市民課の出納員	3
西部市民サービスセンターの出納員	1
北部市民サービスセンターの出納員	2
河辺市民サービスセンターの出納員	1
雄和市民サービスセンター	

新屋ガラス工房の出納員	1
-------------	---

を

に改める。

の出納員	
南部市民サービスセンターの出納員	1
駅東サービスセンターの出納員	1
新屋ガラス工房の出納員	1
各連絡所の出納員	各1

附 則

この訓令は、令和3年10月11日から施行する。

告 示

秋田市告示第183号

秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）第2条第1項の規定に基づき、災害危険区域を次のとおり指定するので、同第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定区域
別添（省略）雄和地区災害危険区域一覧表のとおり
- 2 指定の年月日
令和3年6月1日

秋田市告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和3年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社レヴァレンス	在宅サービスステーションライフサービス秋田	秋田市八橋本町四丁目10番15号	令和3年5月31日	訪問介護

秋田市告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和3年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社ヤマタクリエイト秋田	訪問介護ステーション城南	秋田市榎山城南新町21番12号	令和3年6月1日	訪問介護
株式会社ヤマタクリエイト秋田	訪問看護ステーション城南	秋田市榎山城南新町21番12号	令和3年6月1日	訪問看護、介護予防訪問看護

秋田市告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名	販売業務委託期間
秋田市山王一丁目1番1号	ローソン秋田市役所店 天 野 陽 子	令和3年6月2日から 令和4年2月28日まで

秋田市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月4日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和3年5月1日
あすにこっと	秋田市横森四丁目9番25号	令和3年5月15日
訪問介護ステーション城南	秋田市榎山城南新町21番12号	令和3年6月1日
訪問看護ステーション城南	秋田市榎山城南新町21番12号	令和3年6月1日

2 休止

事業所名称	所 在 地	休 止 年月日
指定居宅介護支援事業所 いらっく	秋田市外旭川字神田112番地	令和3年6月30日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
在宅サービスステーションライフサービス秋田	秋田市八橋本町四丁目10番15号	令和3年5月31日
秋田在宅ケアセンター	秋田市下北手松崎字前谷地142番地1	令和3年5月31日

秋田市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月4日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ほいずみ内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番21号	令和3年4月1日
おおくぼ頭痛クリニック	秋田市広面字近藤堰越31番地3	令和3年5月1日
深川歯科医院	秋田市中通二丁目5番1号 クロッセ秋田4階	令和3年5月1日
アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和3年5月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
旧 なかぬま内科 新 土崎駅前内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	令和3年5月7日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番21号	令和3年3月31日

秋田市告示第189号

令和3年6月4日の「令和3年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年6月7日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,131,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,144,564	千円 177,484	千円 26,322,048
	1 国庫負担金	20,156,184	83,092	20,239,276
	2 国庫補助金	5,925,744	94,392	6,020,136
21 繰越金		727,554	67,858	795,412
	1 繰越金	727,554	67,858	795,412
歳 入 合 計		140,886,008	245,342	141,131,350

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 11,594,477	千円 245,342	千円 11,839,819
	2 保健所費	3,557,063	245,342	3,802,405
歳 出 合 計		140,886,008	245,342	141,131,350

秋田市告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年6月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
141	かりん薬局	秋田市飯島新町一丁目1番1号	令和3年7月1日

秋田市告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年6月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
244	いずみメイプル薬局	秋田市泉東町8番58号	株式会社ピー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	令和3年7月1日

秋田市告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月9日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番2号
一般社団法人秋田市シルバー人材センター
理事長 野口良孝
- 委託の期間
令和3年6月4日から同年12月31日まで

秋田市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年6月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊四季苑町内会
- 2 認可年月日
平成9年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

変更年月日	変更後	変更前
平成24年4月15日	岩谷政洋 秋田市飯島西袋二丁目7番14号	佐々木力 秋田市飯島西袋二丁目15番33号
平成26年4月12日	鈴木幸雄 秋田市飯島西袋二丁目2番30号	岩谷政洋 秋田市飯島西袋二丁目7番14号
平成28年4月17日	鈴木寿 秋田市飯島西袋二丁目15番17号	鈴木幸雄 秋田市飯島西袋二丁目2番30号
平成31年4月14日	近野徹 秋田市飯島西袋二丁目17番6号	鈴木寿 秋田市飯島西袋二丁目15番17号
令和2年4月12日	上杉和子 秋田市飯島西袋二丁目3番31号	近野徹 秋田市飯島西袋二丁目17番6号
令和3年4月11日	関口彦夫 秋田市飯島西袋二丁目22番14号	上杉和子 秋田市飯島西袋二丁目3番31号

- 4 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第194号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月11日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第195号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月11日

秋田市長 穂積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
GRINO KAYPEE SERIE

秋田市山王中島町3番29号 グランクレディ203号

- 2 送達すべき書類の名称
令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第196号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月11日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第197号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月11日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第198号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月14日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第199号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年6月15日

秋田市長 穂積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等

- 放置規制区域 3台
- (2) 撤去し、保管した年月日
令和3年5月1日から同月20日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)
秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和3年6月15日から同年12月15日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年6月21日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
245	調剤薬局 ツルハド ラッグ秋 田川尻店	秋田市川尻御 休町5番27号	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八幡政浩	令和3年 7月1日

秋田市告示第201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月25日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	休止年月日
森のテラス	秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田266番地	令和3年 6月30日

秋田市告示第202号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	令和3年 5月1日
ルナメンタルク リニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	令和3年 6月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	令和3年 4月30日
ウイロード・ク リニック	秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル3階	令和3年 5月31日

秋田市告示第203号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年6月25日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名

- (1) 名称
エス・ユー開発株式会社
- (2) 住所
秋田市向浜一丁目8番5号
- (3) 代表者の氏名
代表取締役 児 玉 弘

2 産業廃棄物処理施設の設置場所

秋田市向浜一丁目1番154

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設および同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリー

トクズ（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず

5 設置許可の申請年月日

令和3年6月1日

6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所

- (1) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）
- (2) 秋田市土崎港西五丁目3番1号
秋田市北部市民サービスセンター（庁舎1階）

7 縦覧の期間

令和3年6月25日から同年7月26日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

- (1) 意見書の宛名 秋田市長 穂 積 志
- (2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

11 意見書の提出期限

令和3年8月10日

12 意見書の提出先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）

13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。
なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日を除く。

秋田市告示第204号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度14期後期高齢者医療保険料督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

令和3年6月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年6月23日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項および第86条第4項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,256人
- 2 3分の1の数 87,600人

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

令和3年6月18日午後2時秋田市職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年6月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和3年度第3号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価に関する件
- 6 令和3年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件
- 7 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基

つき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和3年6月15日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
フジヒロ株式会社	佐 藤 正 博	由利本荘市東 由利黒淵字森 ノ越128番地 1	令和3年 6月8日

秋田市上下水道局告示第11号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和3年6月15日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
フジヒロ株式会社	佐 藤 正 博	由利本荘市東 由利黒淵字森 ノ越128番地 1	令和3年 6月8日

公 告

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年6月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	面 積	最 低 入札価格
1	秋田市牛島東一丁目204番19	宅 地	465.22㎡	14,211,000円
2	秋田市河辺和田字上中野97番9	宅 地	571.51㎡	8,595,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 第3委員会室
- (2) 入札
令和3年7月2日（金）午前10時
（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札
入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結
落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

- 8 契約保証金
 - (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
 - (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金
契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市牛島東一丁目204番19
 - ア 日時
令和3年6月16日（水）午前9時30分から
 - イ 集合場所
現地
- (2) 秋田市河辺和田字上中野97番9
 - ア 日時
令和3年6月16日（水）午前11時から
 - イ 集合場所
現地

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項

の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

令和3年7月18日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画

整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申出がなかったことから、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同令第22条第1項および第4項の規定により公告する。

令和3年6月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の令和2年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	119	63	55	0	1	0	0	0
教育委員会	47	16	22	0	9	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	23	13	10	0	0	0	0	0
消防長	2	0	2	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	2	0	2	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	1	1	0	0	0	0	0	0
計	194	93	91	0	10	0	0	0

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の令和2年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	20	16	4	0	1	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	1	0	0	0	0	0	0

議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	6	5	1	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0	0
計	27	22	5	0	1	0	0	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

- (1) 訂正請求件数 0件
- (2) 利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により、市の都市計画に関する基本的な方針として、第7次秋田市総合都市計画を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該図書を公衆の閲覧に供する。

令和3年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 計画の名称

第7次秋田市総合都市計画

2 計画の閲覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定により、市の区域における国土の利用に関し必要な事項を定めた秋田市国土利用計画について、同計画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告し、当該図書を公衆の閲覧に供する。

令和3年6月30日

秋田市長 穂 積 志

1 計画の名称

第4次秋田市国土利用計画

2 計画の閲覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年6月30日

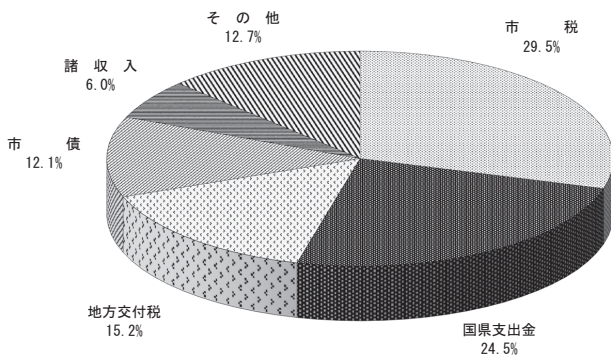
秋田市長 穂 積 志

I 令和3年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

① 令和3年度当初予算（歳入）の状況

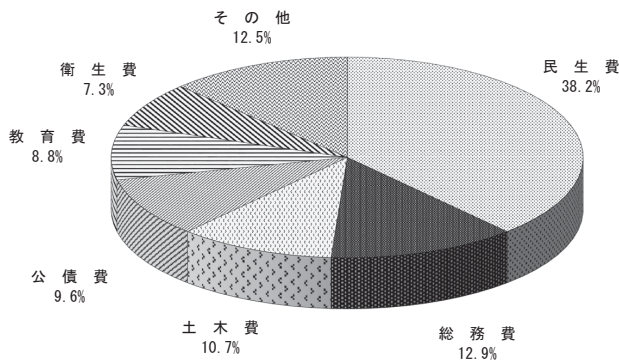


(単位：千円、%)

区 分	3 年度		2 年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	40,301,980	29.5	42,556,233	30.5	△2,254,253	△5.3
地 方 譲 与 税	992,938	0.7	1,089,246	0.8	△96,308	△8.8
利 子 割 交 付 金	15,956	0.0	32,497	0.0	△16,541	△50.9
配 当 割 交 付 金	76,643	0.1	110,578	0.1	△33,935	△30.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	0.0	96,165	0.1	△43,481	△45.2
法 人 事 業 税 交 付 金	550,724	0.4	461,719	0.3	89,005	19.3
地 方 消 費 税 交 付 金	7,380,228	5.4	7,986,263	5.7	△606,035	△7.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	46,837	0.0	56,818	0.0	△9,981	△17.6
環 境 性 能 割 交 付 金	58,513	0.0	65,846	0.1	△7,333	△11.1

国有提供施設等所在市助成交付金	3,380	0.0	3,739	0.0	△359	△9.6
地方特例交付金	511,500	0.4	316,457	0.2	195,043	61.6
地方交付税 〔うち普通交付税〕	20,740,000 〔19,240,000 1,500,000〕	15.2	21,217,000 〔19,717,000 1,500,000〕	15.2	△477,000	△2.2
交通安全対策特別交付金	63,000	0.1	68,500	0.1	△5,500	△8.0
分担金及び負担金	484,560	0.4	660,413	0.5	△175,853	△26.6
使用料及び手数料	2,377,704	1.7	2,398,027	1.7	△20,323	△0.8
国庫支出金	23,343,772	17.0	23,075,255	16.5	268,517	1.2
県支出金	10,227,769	7.5	10,226,808	7.3	961	0.0
財産収入	186,552	0.1	217,176	0.1	△30,624	△14.1
寄附金	473,853	0.4	265,559	0.2	208,294	78.4
繰入金	3,453,256	2.5	4,177,804	3.0	△724,548	△17.3
繰越金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸収入	8,259,951	6.0	9,483,997	6.8	△1,224,046	△12.9
市債	16,548,200	12.1	14,333,900	10.3	2,214,300	15.4
合計	136,850,000	100.0	139,600,000	100.0	△2,750,000	△2.0

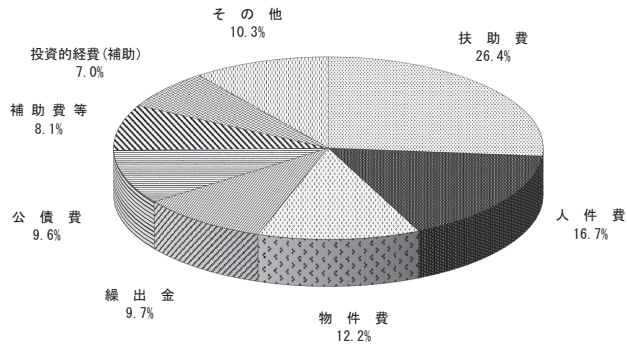
② 令和3年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区 分	3年度		2年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議会費	675,792	0.5	685,541	0.5	△9,749	△1.4
総務費	17,714,359	12.9	18,404,576	13.2	△690,217	△3.8
民生費	52,341,543	38.2	52,668,117	37.7	△326,574	△0.6
衛生費	9,931,479	7.3	9,150,743	6.6	780,736	8.5
労働費	828,662	0.6	617,233	0.4	211,429	34.3
農林水産業費	3,350,846	2.4	3,318,773	2.4	32,073	1.0
商工費	8,307,225	6.1	8,730,919	6.3	△423,694	△4.9
土木費	14,672,541	10.7	15,291,719	10.9	△619,178	△4.0
消防費	3,814,635	2.8	3,951,553	2.8	△136,918	△3.5
教育費	11,994,229	8.8	11,652,651	8.3	341,578	2.9
災害復旧費	5	0.0	1,497,765	1.1	△1,497,760	殆減
公債費	13,118,683	9.6	13,530,409	9.7	△411,726	△3.0
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合計	136,850,000	100.0	139,600,000	100.0	△2,750,000	△2.0

③ 令和3年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分	3 年度		2 年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人 件 費	22,809,344	16.7	23,260,031	16.6	△450,687	△1.9
物 件 費	16,786,451	12.2	16,316,006	11.7	470,445	2.9
維 持 補 修 費	1,807,733	1.3	1,882,664	1.4	△74,931	△4.0
扶 助 費	36,142,463	26.4	36,135,518	25.9	6,945	0.0
補 助 費 等	11,058,326	8.1	11,215,723	8.0	△157,397	△1.4
消 費 的 経 費 計	88,604,317	64.7	88,809,942	63.6	△205,625	△0.2
補 助 事 業	9,509,525	7.0	9,568,572	6.8	△59,047	△0.6
単 独 事 業	3,677,282	2.7	4,874,495	3.5	△1,197,213	△24.6
県 営 事 業 負 担 金	325,812	0.2	251,058	0.2	74,754	29.8
災 害 復 旧 事 業	5	0.0	1,497,765	1.1	△1,497,760	殆減
投 資 的 経 費 計	13,512,624	9.9	16,191,890	11.6	△2,679,266	△16.5
公 債 費	13,118,683	9.6	13,530,409	9.7	△411,726	△3.0
積 立 金	234,631	0.2	236,501	0.2	△1,870	△0.8
投 資 及 び 出 資 金	1,086,864	0.8	1,110,411	0.8	△23,547	△2.1
貸 付 金	6,955,695	5.1	6,955,295	5.0	400	0.0
繰 出 金	13,337,186	9.7	12,765,552	9.1	571,634	4.5
合 計	136,850,000	100.0	139,600,000	100.0	△2,750,000	△2.0

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	3 年度 当初予算(A)	2 年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土 地 区 画 整 理 会 計	2,061,675	1,306,536	755,139	57.8
市 有 林 会 計	217,499	208,031	9,468	4.6
市 営 募 地 会 計	56,684	73,111	△16,427	△22.5
中 央 卸 売 市 場 会 計	71,694	65,023	6,671	10.3
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	393,427	468,121	△74,694	△16.0
大 森 山 動 物 園 会 計	569,703	782,152	△212,449	△27.2
廃 棄 物 発 電 会 計	294,010	322,683	△28,673	△8.9
病 院 事 業 債 管 理 会 計	8,368,340	2,495,863	5,872,477	235.3
学 校 給 食 費 会 計	1,373,166	1,373,174	△8	0.0
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,848,547	31,261,117	△412,570	△1.3
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	39,768	40,165	△397	△1.0
介 護 保 険 事 業 会 計	30,610,058	30,624,917	△14,859	0.0
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,857,053	3,725,952	131,101	3.5
合 計	78,761,624	72,746,845	6,014,779	8.3

2 住民負担の状況

令和3年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	3 年 度 (A)		2 年 度 (B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負 担 額	構成比	一人当たり 負 担 額	構成比	
市 民 税	57,637	43.6	61,783	44.4	△4,146
個 人	49,564	37.5	49,775	35.8	△211
法 人	8,073	6.1	12,008	8.6	△3,935
固 定 資 産 税	60,709	45.8	63,038	45.4	△2,329
固 定 資 産 税	60,040	45.3	62,365	44.9	△2,325
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	669	0.5	673	0.5	△4
軽 自 動 車 税	2,728	2.1	2,726	2.0	2
環 境 性 能 割	154	0.1	249	0.2	△95
種 別 割	2,574	2.0	2,477	1.8	97
市 た ば こ 税	6,479	4.9	6,302	4.5	177
鉦 産 税	21	0.0	24	0.0	△3
入 湯 税	56	0.0	108	0.1	△52
事 業 所 税	4,797	3.6	4,971	3.6	△174
合 計	132,427	100.0	138,952	100.0	△6,525

3 公営事業の概況

令和3年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 149,081戸
- (2) 年 間 総 配 水 量 34,804,358m³
- (3) 一 日 平 均 配 水 量 95,354m³
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
 - (イ) 配 水 管 整 備
 - 配 水 管 布 設 850m
 - 配 水 管 布 設 替 等 23,490m
 - 配 水 幹 線 整 備 1,400m
 - (ロ) 施 設 改 良
 - 送 水 管 整 備 1,250m
 - 清 水 木 ポンプ場自家用発電機更新 一式
 - ポ ン プ 場 設 備 更 新 一式
 - 仁 井 田 浄 水 場 等 整 備 一式

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- 収 入
 - 第1款 水 道 事 業 収 益 7,724,804千円
 - 第1項 営 業 収 益 7,032,964千円
 - 第2項 営 業 外 収 益 691,838千円
 - 第3項 特 別 利 益 2千円
- 支 出
 - 第1款 水 道 事 業 費 用 7,097,577千円
 - 第1項 営 業 費 用 6,715,287千円
 - 第2項 営 業 外 費 用 377,390千円
 - 第3項 特 別 損 失 3,100千円
 - 第4項 予 備 費 1,800千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,156,617千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額267,101千円、減債積立金292,614千円及び過年度分損益勘定留保資金2,596,902千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資 本 的 収 入 2,169,086千円
 - 第1項 企 業 債 1,416,200千円
 - 第2項 出 資 金 78,691千円
 - 第3項 補 助 金 105,666千円
 - 第4項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円
 - 第5項 負 担 金 及 び 寄 附 金 568,528千円

支 出

- 第1款 資 本 的 支 出 5,325,703千円
 - 第1項 建 設 改 良 費 3,838,818千円
 - 第2項 企 業 債 償 還 金 1,486,885千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 水 道 1 営 業 浜 田 豊 岩	9,000 千円	令 和 3 年 度	9,000 千円
事 業 費 用 連 絡 管 配 水 管 整 備 工 事	—	令 和 4 年 度	— 千円
1 資 本 的 1 建 設 浜 田 豊 岩	463,000 千円	令 和 3 年 度	347,000 千円
支 出 改 良 費 連 絡 管 配 水 管 整 備 工 事	—	令 和 4 年 度	116,000 千円
1 資 本 的 1 建 設 手 形 山	1,513,000 千円	令 和 3 年 度	241,000 千円
支 出 改 良 費 送 水 管 整 備 工 事	—	令 和 4 年 度	593,000 千円
		令 和 5 年 度	679,000 千円

(債務負担行為)
第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資 あっせん利子補給	令和3年度から 8年度まで	594千円

(企業債)
第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,416,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)
第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)
第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	992,130千円
(2) 交 際 費	50千円

(他会計からの補助金)
第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,020千円である。

(利益剰余金の処分)
第12条 当年度未処分利益剰余金のうち345,623千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金	345,623千円
---------------	-----------

(たな卸資産購入限度額)
第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)
第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種 類	名 称	数 量
	車両運搬具	給 水 車	1 台

令和3年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)
第1条 令和3年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	123,087戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	31,922,669m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	87,459m ³

(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管 渠 建 設	
管 渠 布 設	4,540m
管 渠 改 築 等	4,780m
マンホールポンプ施設整備	11施設
排 水 ポ ン プ 施 設 整 備	3 施設

(ロ) ポ ン プ 場 建 設	
新屋汚水中継ポンプ場自家発電設備更新	一式
八橋汚水中継ポンプ場No.1・2雨水沈澱池搔寄機更新	一式

(ハ) 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	
マンホールポンプ施設整備	6 施設

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	10,568,043千円
第1項 営 業 収 益	7,309,321千円
第2項 営 業 外 収 益	3,258,720千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	10,327,201千円
第1項 営 業 費 用	9,405,574千円
第2項 営 業 外 費 用	917,576千円
第3項 特 別 損 失	1,501千円
第4項 予 備 費	2,550千円

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,789,517千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,222千円、減債積立金115,608千円、過年度分損益勘定留保資金1,875,476千円及び当年度分損益勘定留保資金1,658,211千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	5,885,483千円
第1項 企 業 債	3,783,800千円
第2項 出 資 金	876,194千円
第3項 補 助 金	1,139,500千円
第4項 負 担 金	85,988千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	9,675,000千円
第1項 建 設 改 良 費	4,134,364千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5,540,636千円

(債務負担行為)
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造	令和3年度から	695千円
資 金 利 子 補 給	9年度まで	
水 洗 便 所 改 造	令和3年度から	1,750千円
資 金 損 失 補 償	9年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良費及び企業債償還金
- 限度額 3,783,800千円
- 起債の方法 証書借入
- 利率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 603,019千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,199,333千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち100,620千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 100,620千円

令和3年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(農業集落排水)(個別排水処理) (計)

- (1) 排水戸数 2,401戸 232戸 2,633戸
- (2) 年間総処理水量 838,685㎡ 51,916㎡ 890,601㎡
- (3) 一日平均処理水量 2,298㎡ 142㎡ 2,440㎡
- (4) 主要な建設改良事業

(イ) 農業集落排水建設改良

- 上新城地区施設改修工事等 一式
- 管渠移設等 1,186m

(ロ) 個別排水処理施設建設

- 浄化槽設置 5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 農業集落排水事業収益 699,719千円
- 第1項 営業収益 121,209千円

- 第2項 営業外収益 578,509千円
- 第3項 特別利益 1千円

第2款 個別排水処理事業収益 33,824千円

- 第1項 営業収益 8,597千円
- 第2項 営業外収益 25,225千円
- 第3項 特別利益 2千円

支出

第1款 農業集落排水事業費用 697,543千円

- 第1項 営業費用 648,673千円
- 第2項 営業外費用 48,320千円
- 第3項 特別損失 50千円
- 第4項 予備費 500千円

第2款 個別排水処理事業費用 34,562千円

- 第1項 営業費用 32,704千円
- 第2項 営業外費用 1,756千円
- 第3項 特別損失 2千円
- 第4項 予備費 100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,876千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,438千円及び過年度分損益勘定留保資金225,438千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 農業集落排水事業資本的収入 189,031千円

- 第1項 企業債 7,200千円
- 第2項 出資金 117,669千円
- 第3項 補助金 1,300千円
- 第4項 負担金 61,200千円
- 第5項 基金繰入金 1,662千円

第2款 個別排水処理事業資本的収入 18,627千円

- 第1項 企業債 5,400千円
- 第2項 出資金 11,300千円
- 第3項 補助金 1,442千円
- 第4項 負担金 485千円

支出

第1款 農業集落排水事業資本的支出 408,616千円

- 第1項 建設改良費 111,419千円
- 第2項 企業債償還金 297,196千円
- 第3項 投資 1千円

第2款 個別排水処理事業資本的支出 25,918千円

- 第1項 建設改良費 17,095千円
- 第2項 企業債償還金 8,823千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	令和3年度から 9年度まで	84千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	令和3年度から 9年度まで	210千円

水洗便所改造
資金利子補給
(個別排水処理)
令和3年度から
9年度まで
28千円

水洗便所改造
資金損失補償
(個別排水処理)
令和3年度から
9年度まで
70千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限度額 12,600千円

起債の方法 証書借入

利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期

限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,608千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、395,518千円である。

II 令和2年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(令和3年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	42,308,737	22,850,258	17,552,186	40,402,444	95.5
地 方 譲 与 税	992,938	320,045	690,573	1,010,618	101.8
利 子 割 交 付 金	32,497	15,556	17,283	32,839	101.1
配 当 割 交 付 金	81,709	17,384	61,351	78,735	96.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	-	106,222	106,222	201.6
法 人 事 業 税 交 付 金	428,226	282,781	153,092	435,873	101.8
地 方 消 費 税 交 付 金	7,244,010	4,100,137	3,143,873	7,244,010	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	46,837	14,002	35,248	49,250	105.2
環 境 性 能 割 交 付 金	46,363	17,325	30,670	47,995	103.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,739	-	3,380	3,380	90.4
地 方 特 例 交 付 金	334,947	334,947	-	334,947	100.0
地 方 交 付 税	20,495,323	14,390,033	6,803,803	21,193,836	103.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	68,500	-	63,506	63,506	92.7
分 担 金 及 び 負 担 金	626,265	161,294	228,321	389,615	62.2
使 用 料 及 び 手 数 料	2,335,239	1,043,484	979,212	2,022,696	86.6
国 庫 支 出 金	62,876,682	38,982,802	20,942,041	59,924,843	95.3
県 支 出 金	10,746,425	1,764,655	3,992,918	5,757,573	53.6
財 産 収 入	228,231	156,104	78,211	234,315	102.7
寄 附 金	466,339	88,389	365,062	453,451	97.2
繰 入 金	6,792,828	-	4,588,637	4,588,637	67.6
繰 越 金	2,319,037	2,319,037	-	2,319,037	100.0
諸 収 入	9,558,100	331,545	7,963,309	8,294,854	86.8
市 債	24,730,800	-	6,620,800	6,620,800	26.8
合 計	192,816,456	87,189,778	74,419,698	161,609,476	83.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和3年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	648,878	372,761	267,352	640,113	98.6
総 務 費	52,700,936	36,480,766	8,815,536	45,296,302	85.9
民 生 費	53,734,719	19,410,450	26,215,439	45,625,889	84.9
衛 生 費	9,607,572	3,621,430	4,353,302	7,974,732	83.0
労 働 費	856,269	569,088	226,783	795,871	92.9
農 林 水 産 業 費	4,407,586	1,116,805	1,357,007	2,473,812	56.1
商 工 費	12,236,274	8,664,987	2,561,031	11,226,018	91.7
土 木 費	21,881,081	6,130,131	7,743,175	13,873,306	63.4
消 防 費	4,023,190	1,711,869	1,873,073	3,584,942	89.1
教 育 費	17,298,998	4,985,107	5,978,947	10,964,054	63.4
災 害 復 旧 費	1,873,081	182,866	1,440,295	1,623,161	86.7
公 債 費	13,476,982	6,662,390	6,789,537	13,451,927	99.8
諸 支 出 金	1	—	—	—	0.0
予 備 費	70,889	—	—	—	0.0
合 計	192,816,456	89,908,650	67,621,477	157,530,127	81.7

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(令和3年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	4,649,642	407,274	2,216,287	2,623,561	56.4
市 有 林 会 計	244,413	13,763	20,808	34,571	14.1
市 営 墓 地 会 計	77,319	66,488	14,237	80,725	104.4
中 央 卸 売 市 場 会 計	69,840	12,144	27,679	39,823	57.0
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	468,121	116,562	177,171	293,733	62.7
大 森 山 動 物 園 会 計	930,821	80,432	251,193	331,625	35.6
廃 棄 物 発 電 会 計	282,062	134,664	119,696	254,360	90.2
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,605,763	175,383	1,838,321	2,013,704	77.3
学 校 給 食 費 会 計	1,382,986	388,230	848,534	1,236,764	89.4
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	31,422,438	12,464,773	16,772,360	29,237,133	93.0
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	40,165	36,239	17,589	53,828	134.0
介 護 保 険 事 業 会 計	31,262,673	13,694,288	13,075,085	26,769,373	85.6
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,882,888	1,334,830	2,551,115	3,885,945	100.1
合 計	77,319,131	28,925,070	37,930,075	66,855,145	86.5

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和3年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	4,649,642	1,026,200	2,324,288	3,350,488	72.1
市 有 林 会 計	244,413	135,121	62,965	198,086	81.0
市 営 墓 地 会 計	77,319	22,848	39,878	62,726	81.1
中 央 卸 売 市 場 会 計	69,840	39,844	25,194	65,038	93.1
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	468,121	192,415	193,502	385,917	82.4
大 森 山 動 物 園 会 計	930,821	217,317	619,311	836,628	89.9
廃 棄 物 発 電 会 計	282,062	9,598	17,860	27,458	9.7
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,605,763	175,383	1,838,321	2,013,704	77.3

学 校 給 食 費 会 計	1,382,986	687,272	684,744	1,372,016	99.2
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	31,422,438	11,358,345	17,343,048	28,701,393	91.3
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	40,165	12,517	3,462	15,979	39.8
介 護 保 険 事 業 会 計	31,262,673	12,688,647	15,909,027	28,597,674	91.5
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,882,888	1,223,858	2,525,148	3,749,006	96.6
合 計	77,319,131	27,789,365	41,586,748	69,376,113	89.7

※前年度からの繰越分を含む。

- 2 一時借入金の現在高（一般会計、特別会計）
令和3年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし
- 3 財産の状況

（令和3年3月31日現在）

土地及び建物 (単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高
行 政 財 産	10,721,872.04	95,943.95	10,817,815.99	1,083,780.67	3,699.17	1,087,479.84
普 通 財 産	32,163,483.65	431.22	32,163,914.87	21,573.65	△302.06	21,271.59
合 計	42,885,355.69	96,375.17	42,981,730.86	1,105,354.32	3,397.11	1,108,751.43

山 林 (単位：㎡)

土地の権利区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高
所 有	10,173,757.88	—	10,173,757.88	689,768.00	26,532.00	716,300.00
分 収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	34,910.00	716.00	35,626.00
合 計	17,175,607.88	—	17,175,607.88	724,678.00	27,248.00	751,926.00

物 権 (単位：㎡)

区 分	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高
地 上 権	79,975.28	314.33	80,289.61

無体財産権 (単位：件)

区 分	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高
商 標 権	24	△5	19

有 価 証 券 (単位：千円)

区 分	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高
株 券	394,574	—	394,574

出資による権利 (単位：千円)

区 分	元年度末現在高	2年度中増減高	2年度末現在高
出 資 証 券	8,368,178	—	8,368,178
出 捐 金 証 書	1,082,771	—	1,082,771

- 4 地方債現在高の状況（見込）

（単位：千円）

会 計	元年度末現在高	2年度中増減額見込		2年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	134,638,540	17,639,629	12,819,397	139,458,772
市 有 林 会 計	1,353,139	—	82,147	1,270,992
中 央 卸 売 市 場 会 計	36,053	—	1,806	34,247
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	533,159	74,700	49,068	557,927
大 森 山 動 物 園 会 計	112,316	364,900	36,832	449,016
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,371,793	1,662,900	336,107	3,699,800
合 計	139,045,000	19,742,129	13,325,357	145,461,772

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水 道 事 業 収 益	7,579,905	3,392,631	4,257,101	7,649,732	100.9
営 業 収 益	6,921,523	3,352,501	3,650,219	7,002,720	101.2
営 業 外 収 益	658,380	40,130	606,882	647,012	98.3
特 別 利 益	2	-	-	-	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水 道 事 業 費 用	6,803,396	1,352,698	5,165,844	6,518,542	95.8
営 業 費 用	6,280,609	1,189,382	4,809,911	5,999,293	95.5
営 業 外 費 用	518,887	162,952	355,932	518,884	99.9
特 別 損 失	2,100	364	1	365	17.4
予 備 費	1,800	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	1,577,984	209,949	1,345,245	1,555,194	98.6
企 業 債	1,075,200	-	1,064,600	1,064,600	99.0
出 資 金	94,409	94,409	-	94,409	100.0
補 助 金	94,773	-	103,631	103,631	109.3
固 定 資 産 売 却 代 金	204	205	-	205	100.5
負 担 金 及 び 寄 附 金	313,398	115,335	177,014	292,349	93.3

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	4,189,931	1,180,715	2,895,967	4,076,682	97.3
建 設 改 良 費	2,675,196	431,315	2,130,635	2,561,950	95.8
企 業 債 償 還 金	1,505,932	749,400	756,530	1,505,930	99.9
国 庫 補 助 金 返 還 金	8,803	-	8,802	8,802	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (令和3年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
59,912,997,479	有 形 固 定 資 産	
1,921,384,046	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	
12,383,251,437	現 金 ・ 預 金	
872,695,670	未 収 金	
75,856,998	貯 蔵 品	
9,586,900	前 払 金	

	(固 定 負 債)	
	企 業 債 務	21,553,918,380
	長 期 リ ー ス 債 務	52,256,215
	引 当 金	2,077,457,860
	(流 動 負 債)	
	企 業 債 務	1,486,882,482
	短 期 リ ー ス 債 務	9,784,013
	未 払 金	879,074,405
	引 当 金	71,257,309
	預 り 金	193,021,992
	そ の 他 流 動 負 債	1,500,000
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	18,088,038,831
3,928,337,449	長 期 前 受 計 金 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	22,738,412,995
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	7,676,259,964
	利 益 剰 余 金	3,355,958,917
	(水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	6,373,900,760
	営 業 外 収 益	644,655,581
	(水 道 事 業 費 用)	
5,773,123,271	営 業 費 用	
319,982,707	営 業 外 費 用	
363,747	特 別 損 失	
85,202,379,704	合 計	85,202,379,704

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 収 益	10,717,657	6,103,433	4,680,016	10,783,449	100.6
営 業 収 益	7,370,253	4,751,840	2,687,853	7,439,693	100.9
営 業 外 収 益	3,347,258	1,351,587	1,991,957	3,343,544	99.9
特 別 利 益	146	6	206	212	145.2

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 費 用	10,446,694	1,358,511	8,825,383	10,183,894	97.5
営 業 費 用	9,457,538	926,158	8,328,990	9,255,148	97.9
営 業 外 費 用	980,417	432,306	491,731	924,037	94.2
特 別 損 失	6,189	47	4,662	4,709	76.1
予 備 費	2,550	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支
収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	7,623,715	2,973,734	2,572,943	5,546,677	72.8
企 業 債	4,517,300	—	3,144,400	3,144,400	69.6
出 資 金	877,528	877,528	—	877,528	100.0
補 助 金	2,066,773	2,066,774	△634,194	1,432,580	69.3
負 担 金	154,364	29,238	55,181	84,419	54.7
固 定 資 産 売 却 代 金	7,750	194	7,556	7,750	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	12,399,439	4,468,196	5,520,512	9,988,708	80.6
建 設 改 良 費	6,802,478	1,683,362	2,708,387	4,391,749	64.6
企 業 債 償 還 金	5,593,182	2,784,834	2,808,347	5,593,181	99.9
国 庫 補 助 金 返 還 金	3,779	—	3,778	3,778	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (令和3年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
154,006,389,045	(固 定 資 産)	
9,211,703,686	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
4,223,054,549	現 金 ・ 預 金	
607,006,238	未 収 金	
592,473,480	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	58,589,166,184
	引 当 金	1,627,177,791
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	5,539,885,207
	未 払 金	1,071,808,583
	引 当 金	41,457,626
	そ の 他 流 動 負 債	2,144,781
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	68,820,288,402
13,446,455,221	長 期 前 受 計 金 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	40,131,232,141
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,718,715,912
	利 益 剰 余 金	1,177,180,000
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	6,953,879,807
	営 業 外 収 益	3,343,388,411
	特 別 利 益	195,155
	(下 水 道 事 業 費 用)	

8,963,919,866	営 業 費 用	
960,711,044	営 業 外 費 用	
4,706,871	特 別 損 失	
192,016,520,000	合 計	192,016,520,000

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	717,874	445,964	266,223	712,187	99.2
営業収益	131,613	67,417	65,129	132,546	100.7
営業外収益	586,260	378,547	201,094	579,641	98.9
特別利益	1	—	—	—	0.0
個別排水処理事業収益	33,098	27,672	5,416	33,088	99.9
営業収益	8,695	4,402	4,284	8,686	99.9
営業外収益	24,401	23,270	1,132	24,402	100.1
特別利益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	714,819	98,083	594,319	692,402	96.9
営業費用	658,593	71,949	565,278	637,227	96.8
営業外費用	55,676	26,134	29,041	55,175	99.1
特別損失	50	—	—	—	0.0
予備費	500	—	—	—	0.0
個別排水処理事業費用	33,785	4,968	26,792	31,760	94.0
営業費用	31,847	4,039	25,886	29,925	94.0
営業外費用	1,836	929	906	1,835	99.9
特別損失	2	—	—	—	0.0
予備費	100	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本的収入	166,419	136,745	28,245	164,990	99.1
企業債	12,000	—	11,700	11,700	97.5
出資金	103,070	128,745	△34,840	93,905	91.1
補助金	8,000	8,000	—	8,000	100.0
負担金	41,566	—	49,602	49,602	119.3
基金繰入金	1,783	—	1,783	1,783	100.0
個別排水処理事業資本的収入	10,057	10,394	△347	10,047	99.9
企業債	1,600	—	1,600	1,600	100.0
出資金	7,745	9,719	△1,984	7,735	99.9
補助金	536	587	△51	536	100.0
負担金	176	88	88	176	100.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本的支出	387,239	151,592	234,118	385,710	99.6

建設改良費	89,950	3,718	84,704	88,422	98.3
企業債償還金	297,287	147,874	149,412	297,286	99.9
投資	2	-	2	2	100.0
個別排水処理事業資本の支出	17,187	8,488	8,441	16,929	98.5
建設改良費	8,863	4,338	4,268	8,606	97.1
企業債償還金	8,324	4,150	4,173	8,323	99.9

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
10,423,092,473	有 形 固 定 資 産	
4,176,000	無 形 固 定 資 産	
9,737,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
614,919,160	現 金 ・ 預 金	
83,557,692	未 収 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債 金	2,596,676,191
	引 当 金	42,225,686
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債 金	306,766,487
	未 払 金	34,193,597
	引 当 金	2,857,548
	そ の 他 流 動 負 債	381,550
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	6,486,623,285
1,762,156,966	長 期 前 受 計 金 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	3,165,821,769
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	222,644,354
	利 益 剰 余 金	20,873,869
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	120,590,597
	営 業 外 収 益	579,640,870
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
621,010,416	営 業 費 用	
62,502,836	営 業 外 費 用	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	7,897,824
	営 業 外 収 益	24,401,915
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
28,608,646	営 業 外 費 用	
1,834,353	営 業 外 費 用	
13,611,595,542	合 計	13,611,595,542

